英国法の継受

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

英国法はどのようにもたらされたか

第二司法憲章の役割は、裁判所の設立にとどまりませんでした。憲章は裁判所にイングランドの裁判所に倣って司法を行うよう命じ、これによって海峡植民地に英国法が継受される媒体となったのです。19世紀の裁判所は、憲章が1826年時点のイングランド法を、現地の事情に適用可能な限りで海峡植民地に導入したと判断しました。[1]こうして1826年11月27日は、一般的適用のある英国制定法の継受の基準日となりました。この日以降にイングランドで制定された法律は、明示的に適用が拡張された場合か、別の方法で継受された場合に限り、シンガポールに適用されることになったのです。

憲章による継受は、当時の英国植民地に特徴的なものでした。入植者と商人は、一挙に完全な法体系を手にしました。契約、不法行為、財産に関するコモンロー、エクイティの諸原則、信託法、そしてイングランドの裁判所の手続法です。有力者の多くが英国出身で、交易の資金をロンドンから

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

得ていた商業社会にとって、これは決定的な利点でした。商人やその本国の取引先がよく知る法の下で、契約書を作成し、為替手形を振り出し、債権を執行することができたからです。

留保：宗教、風俗、慣習

ただし、継受には留保が付されていました。憲章は裁判所に対し、教会関係の管轄権を「当該植民地および地域の住民の諸宗教、風俗、慣習が許す限りにおいて」行使するよう命じていたのです。[2]裁判所はこの規定や同様の規定から一つの原則を発展させました。英国法をシンガポールに適用する際には、住民の宗教、慣行、風俗に配慮し、住民に不正義や抑圧をもたらさないよう修正すべきである、というものです。これは特に家族法の分野で重要でした。[3]初期のいくつかの事件では、英国法が中国系、マレー系、ヒンドゥー系の慣習法によって修正され、一部の現地の慣行は法としての効力を得るに至りました。[4]

この留保は、アジア系の商人社会にとって重要な意味を持ちました。婚姻、相続、家族信託の有効性といった問題は、中国系、ムスリム、ヒンドゥー系の慣習を考慮して判断されました。裁判所は、中国系家族とその財産について、イングランドには類例のない判例の蓄積を築き上げていきます。祖先祭祀のために財産を捧げるという中国系の慣行に合わせて修正された英国信託法は、訴訟の一分野となり、海峡植民地における中国系一族の資産承継のあり方を形づくりました。パートEで検討するシンガポールの現代信託法と資産承継スキーム（ウェルス・ストラクチャリング）の実務は、こうした判例にその根を持っています。

ケーススタディ：祖先祭祀信託と継受の限界

祖先祭祀のために財産を捧げる中国系の慣行は、英国法と現地の慣習との間の緊張をよく示しています。海峡植民地の中国系の遺言者は、家屋その他の財産を永久に保有し、その収益を祖先祭祀の儀式に充て、財産を決し

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

て売却しないよう指示することがよくありました。英国法の下では、このような信託には二つの問題がありました。一つは、公益目的でない目的のための信託は一般に無効であることです。もう一つは、財産を無期限に拘束する処分が永久拘束禁止則（rule against perpetuities）に反することです。

1875年に枢密院が判断した *Yeap Cheah Neo v Ong Cheng Neo* 事件で、この問題は帝国の最高裁判所にまで持ち込まれました。枢密院は、英国の永久拘束禁止則が海峡植民地に適用されること、そして祖先祭祀のための信託は英国法上の公益目的ではないことを判示しました。したがって、当該処分は同則に抵触する限度で無効とされたのです。[5]この判決は、現地の慣習を尊重する留保の限界を示しました。裁判所は英国家族法をアジアの慣行に合わせて修正することはあっても、英国財産法の基本原則を停止することはなかったのです。

この判決は、長く続く実務上の影響をもたらしました。中国系の家族は同則に合わせて取決めを見直し、期間を限定した仕組みや会社、さらに20世紀にはその他のビークルを用いて、世代を超えて家族財産を保有するようになりました。資産を一族の中に無期限に留めておきたいという願いと、そうした取決めに限界を設けるべきだとする法の要請との間の緊張は、シンガポールにおける資産承継スキームの歴史を貫いています。のちに民事法（Civil Law Act）は、制定法上の永久拘束期間を導入しました。パートEで検討するシンガポールの現代信託法は、委託者に相当な柔軟性を提供しています。それでも、1875年に枢密院が取り組んだ懸念、すなわち財産の流通と後の世代の権利は、今なお長期的な家族スキームを検討する際の要素であり続けています。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

商事法：第二の継受

1826年の継受には空白がありました。19世紀、英国の商事法は、会社、為替手形、物品売買、保険に関する制定法を通じて急速に発展しました。しかし、これらの法律が1826年以降に制定されたものであれば、海峡植民地には適用されませんでした。植民地の立法は、第二の継受によってこの空白を埋めました。ある民事法令が、商事法の問題、すなわちパートナーシップ、法人、銀行および銀行業務、本人と代理人、陸上および海上の運送人、海上保険、ならびに商事法一般については、イングランドにおける対応する時期の法と同じ法を適用すると定めたのです。[6]

第二の継受は注目すべき帰結をもたらしました。英国の商事法が継続的に取り込まれることになり、英国商事法の変更が海峡植民地、そしてのちにはシンガポールにも自動的に適用されたのです。植民地の商事法は、帝国の金融センターであるロンドンの商事法と歩調を合わせて変化しました。シンガポールの商人や銀行は、ロンドンの取引相手と同じルールの下で活動でき、それによって法的リスクと取引コストが低減されました。この規定は独立後も効力を保ち、1993年まで英国商事法を共和国で直接適用可能なものとしていました。

1993年英国法適用法

英国法の際限のない継受は、不確実性を生みました。どの英国制定法がシンガポールに適用されるのかを知ることは、しばしば困難でした。さらに、英国商事法の継続的継受は、独立国家の法がウェストミンスターの議会の決定によって変わることを意味していました。1993年英国法適用法（Application of English Law Act 1993）は、この状況に終止符を打ちました。

同法は、エクイティの原則と準則を含むイングランドのコモンローは、1993年11月12日の直前にシンガポール法の一部であった限りにおいて、引き続きシンガポール法の一部であると定めています。[7]コモンローは、シ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ンガポールとその住民の事情に適用可能な限りで、かつその事情が必要とする修正を受けたうえで、効力を維持します。[8]英国制定法は、第1附則に列挙されている場合に限り、必要な修正を加えて適用されます。シンガポールの国内法は、これと抵触する英国の法令に優先します。[9]同法は、商事法の継続的継受の媒体であった民事法第5条を廃止しました。ただし、1993年11月12日より前に開始された手続については経過規定が設けられています。[10]

同法によって、植民地時代の継受の章は閉じられました。1993年以降のシンガポール法は、独自のコモンロー体系です。英国および英連邦の先例を説得的権威として参照しつつ、独自の判例法を発展させています。英国の判決は引き続き強い影響力を持ち、高い説得力を有するものとみなされています。[11]国際ビジネスにとって、この組み合わせは魅力的です。なじみのあるコモンローの枠組み、アジアの商業拠点のニーズに合わせた現地の判例の蓄積、そして英国、オーストラリアその他の英連邦の判例と向き合う裁判所がそろっているからです。

よくある誤解

シンガポール法は英国法と同じだと考えられがちです。両者は起源を共有しており、そのため英国の先例はシンガポールの裁判所でも説得力を持ち続けています。しかし、1993年英国法適用法の施行以降、英国制定法は同法に列挙されている場合にのみ適用されます。英国のコモンローも、1993年11月12日時点のものが、現地の事情に従う形でのみ適用されます。シンガポールの裁判所は、契約法、信託法、商事法の多くの分野で独自の立場を発展させてきました。シンガポール法を準拠法とする契約は、英国の判例を手がかりとしつつ、シンガポール法に基づいて分析しなければなりません。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

注

1. 主要な判例は *R v Willans* (1858) 3 Ky 16 および *Yeap Cheah Neo v Ong Cheng Neo* (1875) LR 6 PC 381。あわせて Kevin Y.L. Tan, “The Second Charter”, *Singapore Law Gazette*, 2026年4月15日における議論も参照。 ↩

2. Kevin Y.L. Tan, “The Second Charter of Justice and the First Recorder (Part 1)”, *Singapore Law Gazette*, 2023年3月、憲章を引用。 ↩

3. Wikipedia, “Sources of Singapore law”（2026年9月最終閲覧）：英国法は“should be modified in application to Singapore so as not to cause injustice or oppression to the indigenous people”とされ、“to their religions, usages and manners”に配慮するものとされた。 ↩

4. Wikipedia, “Sources of Singapore law”（2026年9月最終閲覧）：“in certain early cases English law was modified by Chinese, Malay and Hindu customary law, and some native usages or customs acquired the force of law”。 ↩

5. *Yeap Cheah Neo v Ong Cheng Neo* (1875) LR 6 PC 381。 ↩

6. この規定は1878年の Civil Law Ordinance に由来し、のちに Civil Law Act (Cap 43) 第5条となった。対象事項の一覧と「corresponding period」の定式は二次文献、特に *Anglo-American Law Review*, vol. 17, p. 251 所収のCivil Law Act第5条に関する論文に基づき要約したものである。 ↩

7. Application of English Law Act 1993, section 3(1), Singapore Statutes Online（2026年9月最終閲覧）。 ↩

8. Application of English Law Act 1993, section 3(2), Singapore Statutes Online（2026年9月最終閲覧）。 ↩

9. Application of English Law Act 1993, sections 4(1) and 4(3), Singapore Statutes Online（2026年9月最終閲覧）。 ↩

10. Application of English Law Act 1993, section 6, Singapore Statutes Online（2026年9月最終閲覧）。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

11. Wikipedia, “Sources of Singapore law”（2026年9月最終閲覧）：英国の判例は“continue to exercise a strong influence on the legal system and are regarded as highly persuasive”。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com